

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人東泉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 評議員選任解任委員とは、定款第6条による者をいう。
- (4) 常勤役員とは、第2号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給及び報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 この法人の役員の報酬総額は次のとおりとする。

- (1) 理事 各年度 650万円以内
- (2) 監事 各年度 30万円以内

3 常勤役員に対しては、報酬及び賞与を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、この法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表2に定める1人当たりの月額の範囲内とする。

- (2) 賞与の額は、別表2に定める年額の範囲内とする。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等この法人の業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、この法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

5 評議員選任解任委員の報酬は日額とし、別表3に定める年度総額の範囲内で同表に基づいて支給する。ただし、この法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける者には支給しない。

（費用弁償の支給）

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うもの支払うものとし、また前払を要するものについては、

前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、この法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第5条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬の支給日及び支給方法）

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 常勤役員に対する報酬等の支払時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については翌月 10 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 本条第3項の規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（一人当り）	年間総額（合計）
評議員	8,000 円	500,000 円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額（一人当り）	賞与年額（一人当り）	年間総額（一人当り）
役員（常勤）	400,000 円	1,200,000 円	6,000,000 円

※法第45条の35第1項における支給基準

下記の②、①を参考に、①の専任執行役員の報酬額を限度として、上記報酬額を決定した。

② 県内同規模（サービス活動収益3～5億円）社会福祉法人における役員報酬「別添資料1」

① 「平成29年民間における企業規模別、役名別平均年間報酬」（人事院） 「別添資料2」

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（一人当り）	年度総額（一人当り）	年間総額（合計）
理事	8,000 円	80,000 円	500,000 円
監事	8,000 円 15,000 円（監査）	150,000 円	300,000 円
評議員選任解任委員	8,000 円	40,000 円	150,000 円